

放課後等デイサービス大けやき運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東根福祉会（以下「事業者」という。）が設置する放課後等デイサービス大けやき（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定放課後等デイサービスの事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及びその保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業者は、当該障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った放課後等デイサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 前3項のほか、事業者は、法及び山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）その他関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 放課後等デイサービス大けやき

(2) 所在地 東根市神町中央一丁目3番48号 プラザ神町111号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤兼務）

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員 2人（常勤専従 1人、非常勤専従 1人）

児童指導員は、個別支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(4) 保育士 5人(常勤専従 3人、非常勤専従 2人)

保育士は、個別支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 放課後等デイサービスの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月30日から1月3日まで、その他管理者が特に必要と認めた日を除く

(2) 営業時間

①平日(学校日)：午前9時30分から午後5時30分までとする。

②学校休業日：午前9時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月30日から1月3日まで、その他管理者が特に必要と認めた日を除く

(4) サービス提供時間

①平日(学校日)：午後1時30分から午後5時30分までとする。

②学校休業日：午前9時30分から午後5時30分までとする。

(放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 利用定員は、10人とする。

(主たる対象とする障害の種類)

第7条 主たる対象とする障害の種類は、知的障害児及び発達障害児とする。

(通常の放課後等デイサービスの実施地域)

第8条 通常の放課後等デイサービスの実施地域は次のとおりとする。

東根市、村山市、天童市、河北町全域

(事業の内容)

第9条 事業所で行う放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活訓練

(2) 集団生活適応訓練

(3) 創作的活動

(4) 健康状態の確認

(5) 関係機関との連携

(6) 利用者の自宅又は学校と事業所への送迎

(7) 相談及び援助

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 事業者は、放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から、放課後等デイサービスに係る利用者負担額(山形県規則第2条第2号に規定する通所利用者負担額をいう。)の支払を受けるものとする。サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち利用者負

担額以外が放課後等デイサービス給付費の給付対象となり、事業者が放課後等デイサービス給付費等の給付を市町村から法定代理受領する場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の利用者負担額（応能負担額）の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、前項に規定する費用のほか、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができるものとする。
 - (1) 昼食代（学校休業日）（実費）
 - (2) 昼食代キャンセル料（実費）
 - (3) おやつ（実費）
 - (4) 創作的活動、余暇活動、行事参加等に係る経費（実費）
 - (5) 前号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの（実費）
- 4 事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（放課後等デイサービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 障害児が放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらおうよう説明を行うものとする。

- (1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
- (2) 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努力すること。
- (3) 身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物や備品および貸与物品は大切に取り扱いよう努めること。
- (5) 火災防止のため、次の点について、特に注意を払い協力すること。
 - ア. 発火のある物品は、事業所内に持ち込まないこと。
 - イ. 火災防止上危険を感じたときは、直ちに職員に通報すること。
- (6) 送迎等で車両に乗車する場合は、シートベルトを着用し、運転手の指示に従ってください。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の従業者は、放課後等デイサービス提供中に障害児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、

それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、提供した放課後等デイサービスにより事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該保護者等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 放課後等デイサービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償に関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、障害児等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置、苦情解決等の体制整備、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修、身体拘束・虐待防止委員会の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第16条 事業者は、提供した放課後等デイサービスに関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、提供した放課後等デイサービスに関し、法の定めるところにより、県又は市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者等からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力するとともに、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、障害児に対し、適切な放課後等デイサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるとともに、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

①採用時研修 採用後6ヶ月以内

②継続研修 年1回

- 2 事業所の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、職員及び管理者であった者が、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業者は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備することともに、放課後等デイサービスの提供の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人東根福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年12月12日から施行し、令和元年10月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和4年9月15日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年6月6日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日より適用する。